

平成 31 年度予算編成大綱

平成 30 年 12 月 13 日

自由民主党

公 明 党

目次

□ はじめに

□ 平成31年度予算編成の具体的内容

1. イノベーションの加速等による更なる成長軌道の確立	5
2. 人生100年時代の社会保障の基盤強化、女性活躍の推進	9
3. 国力につながる教育・文化芸術・スポーツ力の向上	12
4. 東日本大震災の復興・創生の最加速	14
5. 防災・減災、国土強靱化の推進	16
6. 活力ある元気な地方をつくる地方創生の充実・強化	18
7. 夢と希望の持てる「農林水産新時代」の創造	22
8. 安全で安心して暮らせる社会の実現	24
9. 国家・国民を守り抜く外交・安全保障の強化	27

はじめに

来年は、皇位の継承という歴史の大きな節目を迎える。その直後には、日本が初めて議長国を務めるG20サミットも開催される。

国民がこぞって皇位の継承を寿ぎ、世界の人々からも祝福されるとともに、誇りと活力ある日本を次なる時代に引き継ぐ新たな出発の一年としなければならない。その先には、「格差が固定しない、全ての人・地域が主役の国家」、「技術革新で人を幸せにし、地球規模課題を解決する持続可能な国家」、「自由・民主・人権を大切にし、世界平和に貢献する国家」、引き続き先進国として世界をリードする日本が待っている。

まずは、力強い経済成長を実現する。

われわれは、政権を回復してから6年、日本経済の停滞を打破し、デフレではないという状況を創り出してきた。名目GDPと実質GDPはともに過去最大規模に拡大した。企業収益も過去最高となり、有効求人倍率が史上初めて47すべての都道府県で1倍を超え、就業者数も増加するなど雇用・所得環境も大きく改善した。全国津々浦々で経済の好循環が着実に回りつつある。

他方で、来年10月に予定する消費税率引き上げの影響、金融・資本市場の動向など今後の国内経済の変動要因や、米国と中国による貿易摩擦はじめ、新興国経済の減速リスク、保護主義の台頭、Brexitの影響など今後の国際経済環境の不確実性への備えを決して怠ってはならない。

持続的な経済成長の鍵が少子高齢化への対応であることは論を俟たない。人生100年時代が到来し、まもなく歴史上初めて50歳以上の人口が5割を超える国となる。他方でこれまで支え手とされた年齢層の人口は減少する。高齢者像の変化なども踏まえ、長寿化を経済成長の制約要因ではなく誇るべき成果と捉え、「少子高齢化」の壁を突破していかねばならない。

潜在成長率の引上げには、第4次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」が欠かせない。地域・中小企業等の生産性の向上、人手不足への対応、働き方改革の断行、キャッシュレス社会の構築をはじめとしたSociety5.0などの課題について着実に取り組み、未来技術をテコにした多様で包容力ある社会への扉を開く。

人づくりが次なる時代を切り拓く原動力となる。今こそ「人づくり革命」を断行し、幼児教育の無償化など、未来を担う子供たち、子育て世代に大胆に政策資源を投入する時である。希望にあふれる日本を切り拓くには、すべての女

性が輝く社会はもちろんのこと、若者も、お年寄りも、女性も、男性も、障害や難病のある方も、誰もが生きがいを感じ、その能力を存分に発揮できる「一億総活躍社会」を実現しなければならない。

一方、構造的な少子高齢化の進展の下、深刻な人手不足の解消に向け、新たな外国人材の受入れ制度が創設される中で、外国人の人権を保障し、多文化共生社会の構築に向けて、国・自治体による日本語教育の充実、住宅確保を含む生活支援、給与・休暇・福利厚生など労働環境の改善などの総合的な対応策の早急な整備が求められる。

同時に、持続可能な社会の実現のためには、基盤となる財政の課題は避けて通れない。わが国は、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指すと同時に、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すという財政健全化目標を掲げている。財政赤字は、納税者の汗の結晶を資源配分する自由を次世代から奪う。財政再建を通じて財政の余力・対応力を早急に回復していかねばならない。

少子高齢社会が進行する中であって、財政再建を着実に進めつつ、人生100年時代における社会保障制度の持続可能性を確保するためには、昨年の総選挙で公約したとおり、法律で定められた来年10月1日からの消費税率の10%への引上げが必要である。まずは、消費税率引上げの意義について、国民や事業者の皆様丁寧に説明していかねばならない。

前回の消費税率の8%への引上げ時の経験を活かし、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう、全力で対応する。具体的には、「財政規律を堅持」、「目的を明確に」、「未来及び構造改革に投資を」の3原則に沿って、教育負担の軽減、子育て層支援、介護人材の確保等の社会保障の充実とあわせて、低所得者に対する支援策、駆け込み・反動減対策による需要の平準化、中小・小規模事業者等への対策、防災・減災、国土強靱化対策を行う。

消費税率引上げへの国民の理解を得るためには、社会保障の充実を通じて子供たち、子育て世代への大胆な資源投入を実現するのみならず、今後3年間の「基盤強化期間」において社会保障制度改革を着実に進めなければならない。人生100年時代にふさわしい全世代型の社会保障制度として、子供から若者、子育て世代、現役世代、高齢者まで、すべての世代が安心できる社会保障制度を構築する。世界に冠たる「国民皆保険」をいかにして次世代に引き渡すか、制度を持続可能とするための取組みが求められている。

また近年、わが国で多発化、激甚化している自然災害が、「人間の安全保障」への脅威となっている。災害に強い国づくりを進めるため、「防災・減災・復興」を社会の主流に位置づけ、あらゆる施策に反映させていくという視点も重要である。

来年度予算編成大綱の主なポイントは、第一に、上述の経済成長、財政再建そして人生 100 年時代にふさわしい全世代型社会保障制度の構築に向けた一体的な取り組みであり、成長と分配の好循環を着実に拡大する。

来年 10 月に予定されている消費税率引上げや不透明感が増す通商情勢などの経済環境変化を乗り越え、更なる成長軌道を描くべく、「生産性革命」と「人づくり革命」を最優先課題として推進する。科学技術イノベーションの推進等を行うとともに、消費税率引上げとあわせ社会保障を充実・強化し、働き方改革・女性活躍、教育・文化芸術・スポーツ力の向上等の施策に積極的に取り組む。消費税率引上げによる経済的影響に適切に対応するため、臨時・特別の措置を講じる。

第二に、東日本大震災の復興・創生の加速化はもとより、各地の自然災害からの復旧・復興を加速するとともに、防災・減災、国土強靱化を着実に進める。

気候変動の影響拡大が懸念される中、集中豪雨や気温上昇など気象の急激な変化に伴う自然災害が多発している。国民の生命・財産を守るため、災害時にあっても重要インフラがその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行わなければならない。重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための緊急対策」を 3 年間で集中的に実施し、強くしなやかな国づくりへ、誰もが安心して暮らすことができるふるさとを創り上げる。

第三に、地方創生の更なる充実・強化により活力ある元気な地方をつくる。

依然として東京一極集中や人口減少が続く現状に対し、第 1 期「地方創生」の総仕上げと新たなステージに向けて、地方の「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その「好循環」を支える「まち」に活力を取り戻す。地域社会の基盤である農林水産業について、成長産業化を実現し、美しく活力ある農山漁村を次世代に継承していく。水産改革を推進し、若者が夢と希望を持てる「農林水産新時代」を切り拓く。

第四に、安全で安心して暮らせる社会の実現である。

社会保障の安定・充実、防災・減災、国土強靱化の推進に加えて、法務・司法機能の充実・強化、気候変動等の課題解決のための先端技術やイノベーション

ンにより「新たな成長」につなげる環境行政、個人情報保護、総合的な治安対策、消費者の安全・安心の確保等を推進する。

第五に、国家・国民を守り抜く外交・安全保障の強化である。

国際協調主義に基づく積極的平和主義のもと、「地球儀を俯瞰する外交」を一層強化し、歴史の転換点に臨む積極外交を展開する。わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさと不確実性を増していることなどを踏まえ、揺るぎない防衛力を確立するとともに、周辺海域の警備の強化等を行う。

なお、こうした施策を着実に実行するため、国・地方における行政執行力の充実に取り組むとともに、IT予算・調達の一元化等によりデジタルガバメントを加速し、予算の効率化に取り組んで行く。

以上の整理のもと、平成30年度第2次補正予算においては、防災・減災、国土強靱化の緊急対策、TPP協定の早期発効に対応するための農林水産業の強化策、中小企業・小規模事業者に対する支援策等を講じる。

平成最後の予算となる平成31年度当初予算は、「新経済・財政再生計画」の初年度に当たることを踏まえ、歳出改革を着実に推進することにより、未来への責任を果たすため、財政健全化の方針を堅持するとともに、「経済成長なくして財政健全化なし」の考え方のもと、次なる時代にさらに力強く、希望にあふれる日本を切り拓く予算を編成する。

平成31年度予算編成大綱の具体的内容は以下のとおりである。

平成 31 年度予算編成の具体的内容

1. イノベーションの加速等による更なる成長軌道の確立

＜データを核としたオープンイノベーションの推進による Society5.0 の実現＞

Connected Industries の推進により、データ共有などの協調領域の拡大や AI ベンチャー等と連携し、グローバル競争を勝ち抜くデータ活用・サービス開発を支援する。

また、次世代を担うユニコーンベンチャー創出に向けて人材育成や補助金等による一気通貫した支援を行うとともに、AI、ドローン等の先端技術開発を実施する。

さらに、サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ確保やデジタル情報の国外流出対策を講じつつ、デジタルトランスフォーメーション等を促進する。

＜科学技術イノベーションの推進＞

科学技術イノベーションは国力に直結し、また、安倍内閣が掲げる「新・三本の矢」の一つである「希望を生み出す強い経済」実現の要である。「生産性革命」を進めるためには、官民を挙げて研究開発を推進していくことが重要である。

第 5 期科学技術基本計画に掲げた政府研究開発投資対 GDP 比 1 %（5 年間で 26 兆円）を、公共事業をはじめとした政府事業をイノベーション創出の場に転換しつつ目指すとともに、わが国の研究力向上のため、科研費等の基礎研究の充実と若手研究者等への支援、優秀で多様な人材の育成等を図る。

人工知能・ロボット・IoT、ナノテクノロジー・材料、光・量子技術等の Society 5.0 を支える基盤技術、ポスト「京」や次世代放射光施設等の世界最高水準の大型研究施設及び口径 30m 超大型光学赤外線望遠鏡（TMT）計画をはじめとした学術研究基盤の整備・共用、本格的産学官連携を通じたオープンイノベーションや地域イノベーション、ムーンショット型を含めたハイリスク・ハイインパクト研究、STI for SDGs の加速等を推進する。

また、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）、官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）の推進に取り組む。

加えて、南海トラフの地震津波観測網の構築等の国土強靱化や防災・減災、クリーンで経済的なエネルギーシステム、革新的医療技術の実現等に向けた研究開発に取り組む。

さらに、H 3 ロケット、次世代人工衛星、宇宙科学・探査等の宇宙航空分野

や、地球規模の環境保全や資源開発等にも資する海洋・極域分野、原子力分野等、国家戦略上、重要な技術の研究開発を推進する。

<ICTの高度化・利活用促進（Society5.0の実現）>

Society5.0の実現に不可欠なICTインフラ（光ファイバ、モバイル、公衆無線LAN、放送ネットワーク等）の地域への展開を図るほか、本格的な第5世代移動通信システム（5G）時代に向けた電波利用環境の整備、地域におけるIoTの実装、競争力を向上させる人工知能（AI）や光ネットワーク等の最先端の情報通信技術の研究開発・標準化を進めるとともに、IoTを安心・安全に利用するためのサイバーセキュリティ対策を着実に推進する。

また、Society5.0を支えるICT人材の育成、日本の強みを活かしたICTインフラシステム・放送コンテンツの海外展開、働き方改革につながるテレワークの普及、字幕・解説・手話放送の充実、医療・介護・教育等の分野におけるICTの利活用、災害時における確実かつ安定的な情報伝達の確保、マイナンバーカードの活用等を推進する。

さらに、地方公共団体におけるクラウド導入等による行政のICT化を推進するとともに、社会保障・税番号制度を円滑に導入するため、一層の国民への普及啓発や情報連携等の安定的な運用に努める。マイナンバーカードについて、カードの無料交付の継続など、引き続き取得に係る負担の軽減や、国民生活上の利便性の向上等を図り、着実に普及を進める。

加えて、産業連関表のSUT体系への移行、経済統計の基盤となるビジネスレジスターの整備、新たな消費関連指標の開発、データの利活用促進等、統計改革を確実に実施する。

<社会全体のデジタル化の加速化>

少子高齢化が進展する中、国民の事務に費やす時間とコストを削減し、生産性向上を図る事が喫緊の課題である。IT予算・調達の一元化等による行政のデジタル化を起点とし、ITを活用した引越しや死亡・相続等に係る事務のワンストップ化等を進め、社会全体のデジタル化を加速化する。

<宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進>

2023年度を目標に準天頂衛星システムの7機体制の確立と精度向上・セキュリティ対策等の機能強化を効率的に図り利用拡大を強力に推進し、G空間プロジェクトと連携しつつ、先進的な利用モデルを創出する。

<成長と分配を包括した新たな経済社会システム>

EdTech を活用した STEAM 教育やリカレント教育の推進によるあらゆる世代における産業人材育成の強化や、多様で柔軟な働き方の実現によるそれぞれに適した人材活用を進める。

また、健康・医療分野における予防・合併症予防を含む重症化予防・進行抑制型の健康・医療システムへの転換や介護現場における生産性向上を支援すること等により社会保障を支える民間ビジネスを推進する。

<地域・中小企業の新たな発展モデルの構築>

地域経済分析システム (RESAS) を活用しながら、地域を牽引する企業による未来投資を強力に促進するとともに、新輸出大国コンソーシアムを核とした海外展開支援等により地域の稼ぐ力を強化する。

また、人手不足対応の強化、法人・個人事業者への M&A 等も含めた事業承継を促進するとともに、中小企業等の現場の新たな技術・サービス開発・設備投資等を支援するほか、取引適正化対策を行うなど、持続的な発展のための基盤を強化する。

政府与党で強力に推進した結果、2025 年に大阪・関西で開催されることが決定した国際博覧会に全力で取り組み成功させることで、少子高齢社会を克服し持続可能で活力ある地域社会を創造する。

<エネルギー需給構造の強靱化とエネルギー転換等を通じた環境と成長の好循環>

今般の災害の経験を踏まえ、重要インフラへの自家発電設備等の設置や燃料供給拠点の機能強化を通じたエネルギー需給構造の強靱化を推進する。また、メタンハイドレート・海底熱水鉱床・レアアース泥等の海洋を中心とする国産資源開発や、原子力の安全性・信頼性等の向上などを推進する。

水素社会の実現に向けた国際水素サプライチェーン構築・技術開発をはじめとしたエネルギー転換・脱炭素化のイノベーション・投資促進や国際連携の実現により、グリーン成長戦略を実現する。

<公正かつ自由な競争による経済の活性化>

国民生活に影響の大きい価格カルテル、入札談合等に厳正に対処する。また、企業結合事案を迅速に審査し、あわせて透明性・予見可能性を確保する。

中小企業の取引条件の改善を図る観点から、中小企業に不当に不利益を与える優越的地位の濫用等の行為及び下請法違反行為に厳正かつ効果的に対処する。

消費税の転嫁拒否行為に迅速かつ厳正に対処するとともに、違反行為を未然に防止し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る。

これら施策を着実に実施するため、公正取引委員会の執行体制を充実・強化する。

<新たな「ルールベース」の通商戦略>

国際情勢が激しく変化する中、グローバル経済全体の包摂的な経済成長を目指し、JETROの体制強化等を通じて、ASEAN、中国、欧州、ロシア、インド等の各地域との相互補完的な経済協力関係を深化する。

また、アメリカ、中国、インド等と連携し、コスト競争力を強化しつつ第三国インフラ協力を推進する。

<消費税率引上げに伴う対策について>

消費税率の引上げに向けて、ポイント還元等の措置や中小企業の生産性向上等に取り組むとともに、転嫁対策や軽減税率対応を行う。

<未来への投資となる社会資本の戦略的な整備>

少子高齢化の制約を克服し、経済の好循環を拡大するため、生産性向上等のストック効果を重視した社会資本整備を戦略的に推進する。これにより経済成長を図り、経済再生と財政健全化の双方を実現するため、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保する。

具体的には、高規格幹線道路や整備新幹線・リニア中央新幹線等広域的な高速交通ネットワークの整備、都市の国際競争力強化、首都圏空港や国際コンテナ戦略港湾の機能強化等を推進する。

また、オープン化等によるデータ利活用の促進、PPP/PFIの推進、インフラシステム輸出の戦略的拡大、造船・海運の技術革新や海洋開発の推進、建設業・運輸業・造船業の人材確保・育成、物流の生産性向上、i-Constructionの推進による働き方改革等に取り組む。

加えて、公共事業の効率的・円滑な実施を図るため、改正品確法の趣旨を踏まえ、適正価格での契約や地域企業の活用に配慮しつつ適正な規模での発注、施工時期の平準化等に取り組む。

2. 人生 100 年時代の社会保障の基盤強化、女性活躍の推進

人口が減少する中、人生 100 年時代を見据え、誰もがその能力を發揮できる一億総活躍社会の実現に向けて、全世代型社会保障の基盤強化に取り組む必要があり、以下の施策等の展開に必要となる十分な予算を確保する。

<消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実・強化>

消費税率引上げにあわせ、社会保障・税一体改革の社会保障の充実、新しい経済政策パッケージを着実に実施する。消費税率引上げに伴う診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定や医療の消費税問題に適切に対応する。生活衛生関係営業者の消費税率引上げ対応を支援するほか、防災・減災や国土強靱化に向け、水道施設、医療施設、福祉施設等の防災・減災対策、風しん・新型インフルエンザ等の感染症防止対策等に取り組む。

<質が高く効率的な保健・医療・介護の提供>

地域包括ケアシステムの構築等に向け、地域医療確保対策や医師偏在対策の強化、歯科医療・口腔保健の推進、被用者保険の支援等を行うとともに、介護の受け皿整備、介護人材確保、認知症施策等に取り組む。健康寿命延伸に向けた生活習慣改善や健診、ロコモ・フレイル対策等の予防・健康づくり、がん、脳卒中・循環器病、肝炎・肺炎を含む感染症、アレルギー疾患、難病対策、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした受動喫煙対策等を推進する。iPS 細胞等再生医療を推進するとともに iPS ストック構想への継続的な支援を実施する。

Society5.0 の実現を目指し、IoT、ロボット、AI、ビッグデータ等を活用した医療・介護等の生産性向上、遠隔医療、保健医療データプラットフォーム構築や医療等 ID の利活用に向けた環境整備を含むデータヘルス改革等に取り組むほか、保健医療等の研究開発、医薬品・医療機器等の開発促進、医療系ベンチャーの振興等を推進する。医療機関の外国人患者受入体制の整備、国際機関等を通じた国際保健への貢献等を行うとともに、医薬品・食品等の安全確保、水道事業の基盤強化を推進する。

<すべての人が安心して暮らせる社会に向けた福祉等の推進>

子供を産み育てやすい環境づくりのため、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備、保育人材確保、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童対策等に取り組むとともに、児童虐待防止対策・社会的養育を迅速かつ強

力に推進する。産後ケア等の母子保健医療対策、ひとり親家庭等の自立支援等を強化する。

地域共生社会の実現に向け、包括的な相談支援、生活困窮者の自立支援、成年後見制度の利用促進、自殺総合対策等に取り組む。特に、生活困窮者自立支援制度を拡充し、包括的な相談体制の強化、家計改善支援、就労準備支援、居住支援、子どもの学習・生活支援等を着実に実施するとともに、この制度も活用し、災害からの復旧・復興支援、被災者支援を切れ目なく実施する。

障害福祉サービスの確保等による障害児・者支援、依存症対策等を推進する。また、2019年に神戸で開催される世界義肢装具大会を契機として、筋電義手等義肢装具の開発、実用化及び利用を促進する。

戦没者の遺骨収集等を推進するほか、災害からの復旧・復興の支援を行う。

<少子化対策・子育て支援の総合的な推進>

少子化という国難に立ち向かうため、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組みを推進する。また「子育て安心プラン」に基づき待機児童の解消を目指すとともに、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの量の確保と質の向上、幼児教育・保育の無償化を実施する。

児童虐待を防止するため、年末までに策定される児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）等緊急総合対策の着実な実施を図るとともに、都道府県社会的養育推進計画の着実な実施を促す。児童相談所全国共通ダイヤル 189を無料化するとともに、児童相談所と市町村等情報共有を図るための全国統一仕様のシステムを構築する。

<働き方改革等の着実な実行>

誰もが活躍できる労働環境を整備するため、働き方改革や生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を強化するなど、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、賃金の引上げ等に取り組む。女性医師支援やタスクシフティングを含め、医療従事者の働き方改革を推進する。また、チーム学校等による教員の働き方改革も推進する。柔軟な働き方がしやすい環境整備、ハラスメント対策、がん患者等の治療と仕事の両立支援等を推進する。

人材育成の強化、人手不足分野の人材確保、多様な人材の活躍を促進するため、リカレント教育を拡充するほか、女性、若者、高齢者、障害者の就労促進、外国人材の受入れの環境整備等に取り組む。就職氷河期世代に対するきめ細かい就労支援、生活困窮者や障害者、高齢者等の農福連携を強力に推進する。公

務部門の障害者雇用問題の再発防止はもとより、受け入れ体制の整備、きめ細かなマッチング、定着支援など、障害者の活躍の場の拡大に取り組む。

<すべての女性が輝く社会の実現>

女性の活躍は極めて重要であり、生涯を通じた女性の健康支援、リカレント教育、キャリアコンサルタントの更なる活用、理工系分野の女性人材の育成に取り組む。

指導的地位に占める女性割合3割程度を目指し、輝く女性を応援する男性リーダーの会の取り組みや人材育成を更に進める。女性活躍推進法施行後3年の見直しを踏まえ、企業等における推進策や情報開示等を更に促進し、地域の実情に応じた取り組みを支援する。政治分野のほか、防災・復興分野等における女性の参画拡大も促進する。

貧困や虐待など困難な問題を抱えている女性への支援のあり方について検討を深めつつ、婦人保護事業の見直しを図る。

女性に対する暴力根絶のため、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの整備・機能拡充を図る。

男性の育児休業や「男の産休」の取得及び家事・育児への参画促進や、旧姓の幅広い使用を認める取り組みを進める。

3. 国力につながる教育・文化芸術・スポーツ力の向上

〈学力と人間力、創造力を備えた人材の育成〉

「人生 100 年時代」を見据え、Society 5.0 を目指して、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」を断行する。

このため、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革に向け、教職員定数の改善や教員の資質向上、外部人材の活用、業務の適正化を推進するとともに、地域未来塾を含めた学校・家庭・地域の連携・協働、障害者の生涯学習、デイジー教科書等デジタル教科書の製作並びに利用環境の整備、医療的ケア児のための看護師の配置や医療機関との連携を含めた特別支援教育、道徳教育、いじめ・不登校対応等、LINE 等の SNS による相談体制の構築、外国人や帰国・外国人児童生徒等に対する日本語教育の充実、体験活動、キャリア教育・職業教育、教育の情報化、健康教育、地域振興の核としての高等学校の機能強化、高大接続改革等を推進する。

また、国立大学の改革・機能強化のための施設等の基盤の整備充実、改革に取り組む私立大学への支援などの私学の振興、大学における理工系人材の育成や文理融合の推進、高等専門学校的高度化等、スーパーグローバルハイスクールやスーパーサイエンスハイスクール等の若手人材育成、大学・専修学校等における社会人の学び直しの充実、海外子女教育・留学生交流などグローバル人材の育成等を推進する。

さらに、教育費の家計負担の軽減を図るため、幼児教育の無償化を確実に実施し、高等教育においては、大学等奨学金事業・授業料減免等を着実に実施するとともに、高等教育の無償化の実施に遺漏のないよう準備を進める。また、学校安全や安全・安心な学校施設整備を進めるために、空調設置、耐震対策、防災機能強化、老朽化対策、バリアフリー化や通学路の安全対策等を推進する。

〈「スポーツ・文化芸術の振興」の実現〉

スポーツ・文化芸術の振興を国家戦略として推進する。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や 2019 年ラグビーW杯等に向け、強力な選手強化、スポーツ施設の整備、ドーピング防止とともに、スポーツの成長産業化や参画人口の拡大、スポーツを通じた国際貢献及び地域の活性化、子供の体力向上、障害者スポーツの振興、スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）確保のためのスポーツ団体のガバナンス強化等を推進し、地域生涯スポーツの振興について検討する。

文化芸術基本法を踏まえ、文化庁の機能を強化する。国際観光旅客税も活用しつつ必要な予算を確保しながら、文化財や世界遺産・日本遺産等を観光資源として磨き上げ、更なる投資や地域活性化の好循環につなげ、また、「日本博」をはじめとする文化プログラムの全国展開、地方創生に取り組む。さらに、文化財を防衛する観点で踏まえた文化財の適切な周期での修理・保存・活用・継承やそのための資材確保・人材育成等、子供の文化芸術体験機会の充実、文化芸術を通じた国際貢献、ICOM（国際博物館会議）京都大会 2019 等による国際文化交流、メディア芸術の国内外への発信、障害者を含めた文化芸術活動等を推進する。

4. 東日本大震災の復興・創生の最加速

<東日本大震災からの復興の加速化>

東日本大震災の発災から7年9か月が経過し、復興・創生期間の終了（2020年度末）まであと2年強となった。地震・津波被災地域では、生活インフラの復旧はほぼ終了し、住まいの再建に関する事業も来春にはほぼ完了するなど、復興は着実に進展しており、甚大な被害を受けた地域においても復興の「総仕上げ」の段階に向かって進んでいる。

原子力事故災害被災地域では、帰還困難区域を除くほとんどの区域で避難指示が解除され、小中学校の再開や医療機関の開設が進むなど、本格的な復興・再生に向けたスタートを切っている。帰還困難区域についても、6町村において特定復興再生拠点の整備が始まり、避難指示の解除に向けた取組みが進展している。たとえ長い年月を要するとしても、将来的にすべてを避難指示解除するとの決意の下、着実かつ段階的に整備に取り組む必要がある。

与党は、本年7月、今後の課題解決に向けた提言を行ったところである。提言を踏まえ、復興のステージの進展に応じて生じる課題に迅速かつ適切に対応しつつ、「新しい東北」の創造となる復興の実現に向け、政府与党一体となって取り組む。

まず、被災者支援については、引き続き、見守りや心のケア、コミュニティ形成など、仮設住宅での避難生活から恒久住宅への移行まで切れ目なく支援を行うとともに、被災者支援を行う機関間での連携の強化に取り組む。

また、復興道路・復興支援道路の整備を引き続き推進するとともに、住宅再建・復興まちづくりについては、災害公営住宅や宅地の整備が今年度中におおむね完成する見込みであることを踏まえ、岩手県や宮城県において復興・創生期間中に仮設生活を解消できるよう、しっかりと取り組む。

さらに、産業・なりわいの再生に向けて、東北の観光復興、水産加工業の販路回復・開拓、被災地企業の人材確保への支援に引き続き注力する。風評払拭を含めた福島農林水産業の再生に向けた総合的な支援を継続する。

<原子力事故災害からの復興>

原子力事故災害からの復興・再生については、中長期ロードマップに基づき、引き続き、廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に実施する。今後、燃料デブリ取り出しなどの困難な作業が本格化する中で、国内外の英知を結集し、燃料デブリ取り出しのための基盤技術開発を進め、廃炉を担う人材の育成にも取り組む。

また、中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の着実な搬入、放射性物質汚染廃棄物の処理、放射線に係る住民の健康管理、緊急被ばく医療の強化等を引き続き推進する。

さらに、地元産業の自律的な発展と雇用の創出確保に向けた基盤づくりのため、引き続き、福島イノベーション・コースト構想を軸とした新たな産業集積やこれを支える人材の育成、再生可能エネルギーや水素といった新エネルギーの活用など福島新エネ社会構想の実現、事業・農林漁業の再建に向け、政府与党一体となって取り組む。

また、福島再生加速化交付金等による早期帰還支援、新生活支援に引き続き取り組む。特に、地域の医療・介護提供体制の確保や魅力ある教育づくり、鳥獣被害対策の継続実施、買い物環境の整備等により、避難指示が解除された地域に安心して帰還していただくための環境整備に取り組む。

帰還困難区域については、6町村の特定復興再生拠点において、計画の認定から5年を目途に、避難指示を解除し、帰還者等が居住できるよう、除染の実施やインフラ等の生活環境の整備など帰還環境整備を進めるとともに、止むを得ず当面帰還できない住民の方々に対してはきめ細かな支援を行うよう取り組む。

また、今なお残る科学的根拠に基づかない風評や避難児童生徒へのいじめなどいわれのない偏見・差別の解消に向け、国民に放射線に関する正しい知識や復興が進展している被災地の姿等を周知するため、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、情報発信の充実・強化並びにわが国の農林水産物に対する輸入規制の撤廃、緩和に向けて、に政府与党一体で取り組む。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、復興の姿を国内外へ発信する絶好の機会であるとともに、風評払拭の観点からも重要な機会であることから、復興の状況に関する情報発信などの取り組みを行っていく。

5. 防災・減災、国土強靱化の推進

<国土強靱化に向けた防災・減災対策、インフラ老朽化対策の推進>

近年相次ぐ大規模自然災害を踏まえ、復旧・復興を着実に推進する。加えて、切迫する巨大地震等や気候変動の影響により更なる頻発・激甚化が懸念される気象災害から国民の生命と財産を守るため、これまでの安定的・持続的な公共投資に加え、必要な投資規模を確保しつつ、重要インフラの緊急点検結果等を踏まえた集中的な対策をはじめ、あらゆる施策を総動員した防災・減災対策や急速に進むインフラ老朽化への対応といった国土強靱化の取り組みを推進する。

具体的には、堤防の強化や河川の浚渫、道路法面の強化、空港・港湾の浸水対策、鉄道河川橋梁の流出対策、上下水道の施設・管路の防災対策をはじめ、ハード・ソフト対策を適切に組み合わせて、社会全体で災害リスクに備える「防災意識社会」への転換に向け、事前防災の観点で踏まえた水害対策、土砂災害対策、地震対策を推進するとともに、インフラの戦略的維持管理・更新の推進、密集市街地対策、避難路・通学路等のブロック塀の除去を含めた安全対策、住宅・建築物の耐震化や無電柱化の促進、気象情報や防災情報等の高度化、ミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化など災害時における人流・物流の確保に取り組む。また、地震・津波・火山噴火に対する観測体制を強化するとともに、「世界津波の日」を通じ、国内外で津波防災の重要性を普及啓発する。

<ハード・ソフト両面での防災・減災対策等の推進>

気候変動により激甚化する風水害・土砂災害、今後発生 of 危惧される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震・津波、火山災害、豪雪等に対処するため、関係省庁が連携し、被災者支援システムの構築の促進などの事前防災・減災対策、ICTの活用による情報の収集、共有、伝達機能の更なる強化、災害弱者支援の強化や福祉避難所の確保などを含めた被災者支援の推進・強化等、「自助・共助」の国民意識の向上、防災や被災自治体のサポートを担う防災士等の人材の育成、国際防災協力の推進等を行うとともに、国土強靱化のための緊急対策を3年間で集中的に実施する。

また、気候変動の影響による危機的な水害や渇水など水災害リスクに備え、健全な水循環の維持・回復に向けた取り組みを推進するとともに、タイムラインの作成やハザードマップの整備促進、防災訓練や地域防災のコミュニティの活性化などを進め、災害時の避難対策や防災対策の強化を図る。

平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等を踏まえ、緊急消防援助隊、常備

消防力、地域防災力の中核となる消防団等の強化を図るとともに、火災予防対策の推進や消防防災分野での女性の活躍促進、防災情報の伝達体制の整備、G20大阪サミットやラグビーワールドカップ 2019 日本大会、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催や国際情勢の変化に対応するための安心・安全対策の推進等に取り組む。また、東日本大震災の被災地における消防防災体制の充実強化を図る。

<中小企業等の BCP 策定推進等>

中小企業等の BCP（business continuity plan：事業継続計画）策定推進やエネルギー供給網の強靱化による大規模災害への対応を進める。

6. 活力ある元気な地方をつくる地方創生の充実・強化

＜第1期「地方創生」の総仕上げと更なる充実・強化＞

今年度は5ヶ年の総合戦略の4年目に当たり、第1期総合戦略の総仕上げを行うとともに、2020年度から始まる次のステージに向けた検討を進めるという重要な局面を迎えている。地方の再活性化こそが真の日本の再生であり、「地方の再生なくして日本の再生なし」との決意で、今なお続く東京一極集中や人口減少の現状に対し、包括的かつ大胆な政策を推進し、地方創生の更なる充実・強化により活力ある元気な地方をつくることが急務である。

地方経済は、急速に進む人口減少を背景に、需要減少や技術革新の停滞といった経済社会構造の変化に直面している。地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保が徐々に困難になりつつある中で、生産性革命や人づくり革命等の取組みとも協働しながら、地域経済の活性化に取り組んでいく必要がある。

そのため、地方の「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すため、地方の意欲的な取組を財政面（地方創生推進交付金、地方創生応援税制、地方財政措置等）、情報面（地域経済分析システム（RESAS）等）、人材面（地方創生カレッジ等）により支援する。特に、地方創生推進交付金については総額を確保し、使い勝手をよくする。その上で、以下のとおり、まち・ひと・しごとの創生に取り組む。また、地方生活の魅力についての効果的・戦略的な情報発信を行うとともに、首都圏への一極集中等共通した課題を有する国々との交流に取り組む。

- 1) 「ひとの創生」として、東京圏から地方へのUIターンによる起業・就業者の創出、多様なプロフェッショナル人材の地方環流の強化、地域おこし協力隊の拡充や、子供の農山漁村体験の充実等に取り組むほか、「キラリと光る地方大学づくり」等に向け、地方大学・地域産業創生交付金により産官学連携を支援するとともに、地方公共団体による「地方創生・奨学金返還支援制度」の全国展開を図る。さらに、地方へのサテライトキャンパス設置等の地方への若者の修学・就業の促進、中央省庁等政府関係機関の移転の具体化に向けた必要な取組の着実な実施、「生涯活躍のまち」の推進等により、地方への新しいひとの流れをつくる。また、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援等を実現する。
- 2) 「しごとの創生」として、起業支援や事業承継支援に加え、地域中核企業の集中的育成、地域商社等による一次産品の販路拡大、空き店舗等の遊休資産

の活用、近未来技術の先駆的活用、5G 等地域の通信環境の整備の促進等を通じて、地域における若年層の雇用確保と魅力あるしごとづくりを推進する。

また、女性・高齢者等を対象とする新規就業者の掘り起こしに取り組む。

- 3) 「まちの創生」として、東京圏への人口流出を抑制する拠点として期待される中枢中核都市の機能強化を含む地方の魅力高めるまちづくりを推進する。また、小さな拠点の形成や地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用の推進、広域的な都市間連携等を図る。さらに、全国の地方公共団体等によるSDGs を活用した地域における自律的好循環、持続可能なまちづくりを目指した取組みを推進する。

<個性と活力のある持続可能な地域づくり、まちづくり、インフラ整備>

アベノミクスの成果を全国津々浦々まで一層浸透させ、地域においても成長と分配の好循環を実感できるよう、地方創生を推進し、豊かな暮らしの礎となる地域づくりに取り組む。

具体的には、コンパクトシティの推進、道路ネットワークの整備や持続的な地域公共交通ネットワークの実現、自動運転等新モビリティの実現、公共交通の安全・安心の確保や交通安全・事故被害者保護対策等に取り組む。

また、歴史・景観等地域資源を活かしたまちづくりや、観光資源を活用した地域への誘客促進、空き家・空き地・所有者不明土地等の有効活用、子育て世帯や高齢者・障害者等に配慮したバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、離島・奄美群島・小笠原諸島・山村・半島等の条件不利地域の振興に取り組む。

さらに、あらゆる世帯が安心して暮らせる住まいの確保、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化、省エネ住宅・建築物の普及に取り組む。併せて、消費税率引上げに伴う需要変動対策として、良質な住宅の取得・リフォームへのポイント支援等を行う。

<活力ある地域づくりを通じた新しい成長の実現>

地方団体が、幼児教育の無償化、待機児童の解消等の人づくり革命の実現に向けた取組みを進めるとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう平成 31 年度地方財政計画においても、「まち・ひと・しごと創生事業費」について 1 兆円程度の額を維持するとともに、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、平成 31 年度の地方交付税等の一般財源総額について、平成 30 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。また、東日本大震災の復旧・復興事業等についても、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保する。

地域経済好循環の拡大を図るため、地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」や、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」等に加え、シェアリングエコノミーを活用した地域の課題解決や経済活性化の取り組み等を推進する。

また、「コンパクト化とネットワーク化」の考え方に基づく「連携中枢都市圏構想」や「定住自立圏構想」の推進等をはじめ、小規模な市町村の広域連携に対する支援策を講じることにより、活力ある社会経済を維持し、自立的な地域経営を確立するとともに、地方への移住・交流推進や「地域おこし協力隊」の拡充、地域と多様に関わる者である「関係人口」を創出するため地域外の者の地域への関与・関心を高める取り組みや、人材育成や都市農山漁村の交流の制度化を通じた推進、地域運営組織の形成及び持続的な運営の支援、過疎地域等における集落ネットワーク圏の形成による「くらし」を支える取り組み等の支援、過疎地域の遊休施設を活用した地域振興等の支援により、活力ある地域づくりを通じた新しい成長の実現を目指す。

さらに、消費税率引上げ後の駆け込み・反動減に対応して、マイキープラットフォームを活用したプレミアムポイント付与に対する支援を進める。

<観光先進国の実現>

観光は、本格的な少子高齢化・人口減少を迎える中で、真にわが国の地方創生の切り札、成長戦略の大きな柱である。2020 年訪日外国人旅行者数 4,000 万人等の目標達成に向け、観光ビジョン実現プログラムに基づき、全国津々浦々への送客、満足度向上、滞在日数増加といった地方での消費拡大のための取り組みの強化など、具体的な施策の着実な推進に取り組む。

また、鉄道等への公衆無線 LAN の整備やバリアフリー化を推進するとともに、わが国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化やストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備など、国際観光旅客税の財源を活用したより高次元な観光施策を展開する。

他方、各地における観光客の急増に伴う住民の生活環境への配慮や交通渋滞等の対策とともに、災害時の訪日外国人旅行者等への円滑な情報提供や安全対策も推進する。

<沖縄振興への取組み>

沖縄が日本経済再生の牽引役となるよう、社会資本整備、観光振興、国際物流拠点形成、離島活性化、科学技術・イノベーションの国際的拠点を目指した沖縄科学技術大学院大学の規模拡充、子供の貧困対策、人材育成、琉球泡盛の振興、一括交付金事業等の沖縄振興策に取り組む。

また、西普天間住宅地区跡地における沖縄健康医療拠点形成など米軍基地の跡地利用を目に見える形で推進する。

7. 夢と希望の持てる「農林水産新時代」の創造

農林水産業の成長産業化と美しく活力ある農山漁村を実現するため、農林水産業の従事者の所得向上等をしっかり図っていくことが必要である。このことが地方創生を実現するためにも、環境保全の観点からも極めて重要である。

さらに、夢と希望の持てる「農林水産新時代」を創造するため、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していく必要がある。

こうした考え方に立ち、平成 31 年度予算においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、次に掲げる主要施策等を展開するのに必要となる十分な予算を確保する。

<農業の成長産業化と美しく活力ある農村の実現>

農地中間管理機構の5年後見直しにより担い手への農地集積・集約化を、農地利用の調査を含む人・農地プランの実質化、基盤整備の活用等を通じてさらに加速する。また、農業分野の「働き方改革」を推進するとともに、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」の実現に向けた生産現場における実証を進める。

生産資材価格の引下げや生産者に有利な流通・加工構造の確立を推進する。

平成 30 年産からの米政策改革を着実に推進し、水田フル活用及び需要に応じた米生産を進めるため、麦、大豆、飼料用米等に対する水田活用の直接支払交付金を継続的・安定的に措置する。また、収入保険制度の実施に向けて、保険料の国庫負担など必要な措置を講ずる。

土地改良事業について、生産コスト削減に資する農地の大区画化、高収益作物への転換に資する水田の畑地化・汎用化、水利施設の維持・保全等を一層推進する。

畜産・酪農の競争力を強化するため、収益性の向上、国内飼料生産・利用の拡大等を推進し、生産基盤を強化する。あわせて、畜産・酪農経営安定対策を推進する。また、産地や担い手の発展の状況に応じて、必要な機械・施設の導入等を農業経営体の規模に応じ切れ目なく支援するとともに、野菜、果樹・茶、花き、甘味資源作物といった各品目のニーズを踏まえ、産地の課題解決に資する取組みを支援する。

平成 31 年までに農林水産物・食品の輸出額 1 兆円を達成するため、グローバル産地の形成等を推進するとともに、日本食品海外プロモーションセンターを核としたマーケティング活動を強化する。また、生産現場における国際水準の GAP（Good Agricultural Practice:農業生産工程管理）の実施・認証取得の拡大や地

理的表示の登録の拡大を始めとして、規格・認証や知的財産の戦略的推進を図る。さらに、6次産業化による農産物の高付加価値化や地産地消、都市農業の安定的な継続、食育や食品ロスの削減を推進する。

家畜伝染病や病害虫の侵入・まん延防止を徹底し、安心できる営農環境を守る。

農業・農村の有する多面的機能を発揮するため、地域の共同活動等を支援する日本型直接支払を着実に実施するとともに、中山間地域とそこで営まれる農業を元気にする施策を推進する。また、持続可能なビジネスとしての農泊、農福連携を推進するほか、深刻な鳥獣被害への対策や捕獲から処理・加工までつながったモデル地区の横展開等によるジビエの利活用、都市農業の機能発揮を促進する。

<林業の成長産業化と生産流通構造改革の推進>

森林が本格的な主伐期を迎えるという状況の変化に積極的に対応し、新たな森林管理システムと森林環境税（仮称）の創設による林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理を実現するため、同システムを活用する地域を中心に、地球温暖化防止対策にも資するよう、路網整備や間伐等の森林整備等を重点的に支援する。再造林や ICT 活用、川上から川下までの連携、CLT（直交集成板）等の新たな木材需要の創出、自伐林家を含む多様な担い手の育成・確保を進めるほか、花粉発生源対策を推進する。

<水産改革を推進する新たな資源管理と水産業の成長産業化>

新たな資源管理システムの構築や漁業の成長産業化等に向けて水産政策の改革を確実に進めるため、平成 30 年度補正予算において TPP 等への対応として必要な予算を措置することと併せ、予算の大幅な拡充を図る。

ICT の活用も含めた資源調査・研究の充実等により資源管理の高度化を図りつつ、新たな資源管理の導入に伴う休漁等への支援、漁業経営安定対策を講じるとともに、漁業の競争力強化に向けた漁船漁業の構造改革、人材確保・育成対策の強化、輸出等を視野に入れた戦略的な増養殖対策、流通構造改革等を新たな枠組みの下で継続的に推進することにより、漁業者の所得向上と漁業の成長産業化を実現する。あわせて、国産水産物のブランド化など消費拡大を図る。

また、漁業や漁村の多面的機能発揮や離島漁業再生に向けた漁業集落の活動、漁業環境の保全等を推進するとともに、外国漁船の違法操業等に対する漁業取締体制を強化する。加えて、商業捕鯨の再開を目指した施策を実施するほか、輸出拠点となる漁港の衛生管理対策や水産資源回復対策、漁港施設の長寿命化対策、漁港機能の集約化・有効活用や漁港・漁村の強靱化を推進する。

さらに、近年の激甚化する災害に対応するため、治山施設、ため池の整備など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を集中的に実施する。

8. 安全で安心して暮らせる社会の実現

<法務・司法機能の充実・強化>

国民の安全・安心な社会の実現、経済再生の加速化及び観光立国を目指すためには治安の維持はもとより、法務・司法機能を充実・強化して法の支配を実現するとともに、「司法外交」の積極的な展開が不可欠である。

訪日外国人の急増や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催等に対応するため、出入国管理、犯罪・テロ対策等の体制を強化するほか、昨年閣議決定された再犯防止推進計画に基づき、矯正施設の環境整備、刑務所出所者等の就労支援や住居の確保、民間協力者の活動支援、地方自治体との連携等を推進する必要がある、職員の増員や施設の整備を含む治安関係部門の体制を充実・強化する。

さらに、新たな出入国在留管理庁の設置を契機とした外国人材の円滑な受入れ、各省庁連携による在留管理体制の強化、所有者不明土地問題への対応強化等を行うとともに、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備、国際紛争への対応を含む予防司法機能を強化し、京都 कांग्रेस 2020 開催に向けた準備や日本型法制度整備支援を推進する。加えて、多文化共生社会の実現に向けた人権擁護施策や法テラスによる総合法律支援等の施策の充実を図るとともに、法曹人材確保の充実・強化を推進する。

また、事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の人的機構の充実、裁判事務処理態勢の充実、裁判所及び検察施設の耐震化等を図るとともに、死因究明体制の充実を推進する。

<脱炭素化と SDGs の達成に向けた「新たな成長」の道筋>

脱炭素化と SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) の達成に向けて環境保全と経済・社会的課題との同時解決を実現するため、地域資源を活かして自立・分散型社会を形成する「地域循環共生圏」を創造し、質の高い生活をもたらす「新たな成長」と地方創生につなげていく。

パリ協定の下での 2030 年度目標の達成及び 2050 年目標の実現に向け、脱炭素化経営、再省蓄エネ、ESG 金融等を推進するとともに、石炭火力発電に厳しく対応する。また、長期戦略の策定、カーボン・プライシングに関する検討、環境インフラ海外展開、フロン類対策等を進めつつ、情報基盤の整備や熱中症対策等の適応策の更なる充実・強化を図り、緩和と適応を車の両輪として推進していく。

海洋プラスチック問題に関し、G20 までに策定される「プラスチック資源循環戦略」に基づき、国内資源循環の深化、海洋ごみ対策の推進等を行うとともに、普及啓発により国民各界各層の取組みを促し、さらには、G20 の場で途上を巻き込んだ取組みの推進を打ち出すことで世界のプラスチック対策をリードする。

東日本大震災からの復興・創生のため、中間貯蔵施設の整備や指定廃棄物等の処理、特定復興再生拠点区域の除染、放射線健康管理等を進めるとともに、未来志向の取組を推進する。また、循環経済の確立、災害廃棄物処理体制の強化、一般廃棄物処理施設の整備、浄化槽整備等を進める。

国立公園満喫プロジェクト、鳥獣害対策、希少種保全、外来種防除、動物の適正飼養等の推進と、SATOYAMA イニシアティブ等の国際連携などにより、生物多様性の保全を図る。また、水俣病を始めとする公害健康被害対策や石綿健康被害者の救済、エコチル調査、化学物質対策、大気・水・土壌環境の保全、PCB 廃棄物の期限内処理等に取り組む。

原子力防災の充実・強化のため、避難計画の策定支援、避難の円滑化対策、人材育成等を推進する。また、更なる安全確保のための原子力規制委員会の体制強化等に取り組む。

<総合的な治安対策の推進>

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典等の警備対策に万全を期すとともに、G20 大阪サミットや 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を見据え、テロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に向けた取組みを推進する。併せて、大規模災害を始めとする緊急事態への対処能力の強化を図る。

また、現下の治安情勢に鑑み、サイバー空間の脅威への的確な対処、ストーカー・DV・児童虐待等の人身安全関連事案や特殊詐欺等への対策の強化、科学捜査力の充実、組織犯罪対策の推進、犯罪被害者等への支援、就学児童・高齢者等の交通事故防止や悪質・危険運転の抑止を図るなど、総合的な治安対策を強力に推進する。

<消費者の安全・安心の確保>

消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応し、消費者の安全・安心を確保することが必要である。このため、成年年齢の引下げを見据えた若年者向けを中心とした消費者教育の充実・強化や高齢者等の見守りネットワーク構築、内部通報制度に係る認証制度の導入による事業者のガバナンス強化、遺伝子組換え食品の表示基準等の充実を進める。また、国民生活センター

を活用した訪日・在日外国人の消費の安全の確保や消費のグローバル化への対応のほか、消費税率引上げに係る消費者向けの普及・啓発など必要な対策を講ずる。

<個人情報保護の推進>

個人情報の適正な取扱いと国民の安心安全の確保に向け、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益の保護を推進する。

<会計検査機能の充実強化>

内閣から独立した憲法上の機関としての使命を果たすため、検査体制、検査活動、研究・研修体制等の充実強化を図る。

9. 国家・国民を守り抜く外交・安全保障の強化

〈歴史の転換点に臨む積極外交の展開〉

北朝鮮をはじめ東アジアの安全保障環境、米中関係の緊張等、わが国を取り巻く国際情勢は大きく変動している。日本及び日本国民の安全と繁栄を維持・拡大し、国益を守り抜くため、国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、「地球儀を俯瞰する外交」を一層強化していくことが必要不可欠である。

特に、2019年にはG20大阪サミット、TICAD7、ラグビーW杯等、2020年には東京オリンピック・パラリンピック、2025年には大阪万博等の開催を控え、これらの大型国際行事を通じて日本の存在感・影響力をより拡大していく。

わが国の安全保障の確保及び国際社会の安定のため、日米同盟の更なる強化及び同盟国・友好国のネットワーク化を推進し、ODAも活用しながら「自由で開かれたインド太平洋構想」の実現に主体的に取り組む。北朝鮮に対する制裁措置の厳格な実施や更なる措置の検討を行いつつ、完全な、検証可能な、かつ不可逆的な非核化を迫るとともに、あらゆる手段に全力を尽くして拉致被害者全員の即時帰国を実現する。

領土・領海・主権等に係る問題、歴史認識、積極的平和主義等に関するわが国の立場を増強するため、政策への取組みや発信を強化・拡充し、国益と名誉を守り抜く。また、邦人職員の着実な増強等を通じ国際機関におけるわが国のプレゼンスを向上し、親日派・知日派の育成を推進する。

経済連携協定や投資・租税協定の交渉を推進し、開かれた国際経済秩序を主導する。また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた協力を推進するとともに、日本企業の海外展開を積極的に支援し、日本経済を後押ししていくため、国益に資するODAを質・量両面で改善・拡充し、戦略的に活用する。

テロや暴力的過激主義等の脅威から在外邦人やわが国の安全を守るため、安全対策を抜本的に強化し、関連情報の収集能力・体制を拡充する。

上記の課題に対応するためには、外交実施体制を更に強化していくことが急務である。旅費、チャーター経費をはじめとする「足腰予算」の大幅な拡充、定員の増強、持続可能な形で在外公館の新設、施設整備、在外職員の勤務環境・待遇・安全のための予算を確保する。

また、情報通信技術を活用し、適切な公文書管理を実施するとともに、業務合理化を更に推進することにより、外交需要が増大する中で最も効果的な外交を展開できる環境を整備する。

<揺るぎない防衛体制の確立>

わが国を取り巻く安全保障環境は、格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している。北朝鮮はわが国を射程に収める数百発の弾道ミサイルを保有し、中国による軍事力の増強、東シナ海や南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試み等が顕在化している。また、大量破壊兵器等の拡散や国際テロの深刻化に加え、新たな領域や新たな戦い方の出現など、国際社会全体の課題や不安定要因に直面している。

これらを踏まえ、平成 31 年度防衛予算では、新たな防衛大綱・中期防の初年度として、現実には真正面から向き合った防衛体制の構築に向け、優先順位や効率化と合理化といった観点を踏まえつつ、必要かつ十分な予算を確保し、防衛力を大幅に強化する。

その際、従来の領域にとどまらず、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含め横断的に活用し得る防衛力を構築し、新たな領域の能力強化、警戒監視能力や島嶼防衛を含めた海上及び航空優勢の確保のための能力強化、弾道・巡航ミサイル対処能力の強化、機動・展開能力の強化及び継戦能力・抗堪性の更なる向上、整備・補給・備蓄等の後方支援を含む運用基盤の強化、高可動率の確保といった優先分野へ重点的に資源配分を行う。

また、プロジェクト管理等の推進・装備品の早期実用化や知財管理の強化を含む技術的優越の確保を進めるとともに、国内の技術的な蓄積の活用を含め防衛生産・技術基盤を維持・強化し、防衛装備協力を推進していく。さらに、精強性の維持及び働き方改革の観点から、優秀な人材の確保、給与面を含む自衛隊員の処遇向上の検討、女性職員の活躍のための諸施策、予備自衛官等に係る施策等を総合的に推進する。

また、日米防衛協力のための指針に基づき日米同盟強化を進め、インド太平洋地域における同盟の抑止力・対処力を高めるとともに、同盟国、友好国との防衛協力を推進する。

さらに、基地周辺住民の方々の負担軽減、とりわけ沖縄の基地負担軽減を実現するため、政府は真摯に沖縄県と協議を行うとともに、普天間飛行場の名護市辺野古への移設等を推進し、在日米軍再編を確実に進める。

<周辺海域の警備強化等>

尖閣諸島周辺海域に加え、外国海洋調査船等の活動、大和堆周辺海域など離島・遠方海域における外国漁船の違法操業、木造船等の漂流・漂着、深刻化するテロ情勢、激甚化する自然災害等、わが国周辺海域を取り巻く状況は一層厳

しさを増している。これらの状況に対応し、わが国の主権と領土・領海を守るため、「海上保安体制強化に関する方針」等に基づく領海警備等のための巡視船、航空機の増強や海洋権益確保のための測量船、測量機などの増強をはじめとする海洋調査体制の強化、遠隔離島での活動拠点の整備、定員の確保等の人的基盤の整備、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組みを推進する。

以上